

◎新潟県告示第1321号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名  
東和石油有限会社  
代表取締役 早山 康之
- 2 主たる事務所の所在地  
新潟市中央区寄居町706
- 3 取消年月日  
平成29年11月1日